

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に関する意見聴取会議設置要領

(目的)

第1条 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」を着実に推進するため、有識者の意見を聴取することを目的に京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画に関する意見聴取会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる学識経験者その他知事が適当と認める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から5年以内とする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
- (2) その他前号に掲げる事項を推進するために必要な事項

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。